

地 域 再 生 計 画

- 1 地域再生計画の名称
母なる湖「霞ヶ浦」再生計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
かすみがうら市
- 3 地域再生計画の区域
かすみがうら市の全域

- 4 地域再生計画の目標

かすみがうら市は平成 17 年 3 月 28 日に霞ヶ浦町と千代田町の 2 町が合併し、人口 45,182 人、14,874 世帯（平成 17 年 3 月末現在）の新市として誕生した。

茨城県の南部に位置し、市の大部分は標高 25m 前後の常陸台地で、西端の標高約 380m の山々から、国内第 2 位の面積を誇る「霞ヶ浦」の湖岸へと続くなだらかな地形を有している。特に、市の南部（旧霞ヶ浦町）は、霞ヶ浦に三方を囲まれ、霞ヶ浦へと注ぐ一ノ瀬川、菱木川の 2 本の一級河川が流れている。

霞ヶ浦は古くは 8 世紀初めに編纂された「常陸風土記」にも「流海」として登場するほど人々の生活にかかわる身近な湖であり、昭和に入り豊富な水量ときれいな水質を利用し、干拓による耕地での稲作やレンコン栽培などの農業や、明治 10 年に地元民の考案した独特な漁法の帆引き船によるワカサギ・シラウオ漁や魚貝類の養殖が営まれていた。浜辺では、コイやフナなどの淡水魚釣りが盛んに行われ、関東各地より訪れる釣り人で賑わい、また、夏場には歩崎を始め湖岸各地の水浴場で、シジミ採りを楽しむ家族連れや、水遊びや水泳を楽しむ子供たちであふれていた。

しかし、このように地域住民や観光客の憩いの場所であり、地域の重要な観光資源であった霞ヶ浦は、昭和 30 年代中頃より霞ヶ浦を含む利根川水系が水資源開発促進法に基づき水資源開発水系に指定され、昭和 40 年代後半には塩害対策と取水目的のため水門が閉鎖になったため、汽水湖だった霞ヶ浦は完全に淡水湖と変化した。また、農業用水路や工業用水の送水などの水資源利用の活発化が進んだことに伴い、流域からの工業排水や畜産排水、生活雑排水が流入し、霞ヶ浦は排水の溜池状態と化した。さらに湖の富栄養化に起因しアオコが大量発生するなど、その頃より水質汚濁・水質低下が問題となり始め、ワカサギやシラウオ、シジミなどの水産資源も激減し、霞ヶ浦の自然であった水辺と浜は姿を消し、各地にあった水浴場も閉鎖となった。

一時は「死の湖」とまで呼ばれるほどになり、こうした状況を改善するため、昭和 57 年に「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」が茨城県により公布された。また、

昭和 59 年には「湖沼水質保全特別措置法」いわゆる湖沼法の策定により，霞ヶ浦も指定湖沼となり，それに伴い「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」において，国や県，近隣市町村の連携によるさまざまな環境保全対策が積極的に推進されたことにより，徐々に水質は改善されつつあるが，まだまだ十分なものとは言えず，今後も一層の環境保全が求められている。市の半分を霞ヶ浦に面しているかすみがうら市としては，近隣市町村にも増し，より一層の環境保全対策を進める必要がある。

このため，市の污水处理施設の整備をさらに促進し，水環境の保全を行うことにより，霞ヶ浦や河川の水質改善を進め，地域の人々の生活を支える母なる湖「霞ヶ浦」の再生を図る。さらに，水質の向上した霞ヶ浦の豊富な水源を活用することにより，市の基幹産業である漁業と農業の生産性向上を図り，地域の再生を目指す。

（目標 1）污水处理施設の整備促進

污水处理人口普及率を 46.6%から 60.3%に向上させる。

（目標 2）一の瀬川水質保全

市を縦断する一の瀬川の環境基準 BOD 値 10%の軽減。

（目標 3）観光人口の増加

水質の向上と共に，霞ヶ浦歩崎にある水族館及び郷土資料館への観光人口を 3,800 人（H16 年度）から 4,200 人へと 10%の向上を目指す。

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

かすみがうら市の下水道事業は，霞ヶ浦湖北流域関連公共下水道事業，流域関連特定環境保全公共下水道事業，特定環境保全公共下水道事業，及び農業集落排水事業によって実施され，昭和 57 年度から順次供用を開始している。霞ヶ浦湖北流域関連公共下水道事業は，霞ヶ浦地区の，宍倉処理分区及び角来処理分区を整備し，千代田地区では，宍倉処理分区，角来処理分区，神立処理分区，下原処理分区の整備が完了し，稲吉処理分区の整備が行われている。農業集落排水事業は，霞ヶ浦地区は，柏崎地区，大和田地区，深谷地区，千代田地区では千代田東部地区，上土田地区，志筑地区，上稲吉地区，新治地区の整備が終了している。また，特定環境保全公共下水道事業は，霞ヶ浦坂地区の区域拡大を終了し，流域関連特定環境保全公共下水道事業は，霞ヶ浦牛渡地区の整備を進めている。浄化槽整備では霞ヶ浦及び千代田地区で整備が進められている。そこで，より一層の污水处理施設の効率的な整備のため，污水处理施設整備交付金を活用し，公共下水道・浄化槽を一体的総合的に整備する。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]	いずれも、かすみがうら市	
[施設の種類]	公共下水道 浄化槽	
[事業区域]	公共下水道	かすみがうら市の霞ヶ浦地区のうち、 上郷・金川・加茂地区
	浄化槽	かすみがうら市の全域のうち、 公共下水道・農業集落排水区域以外 の区域
[事業期間]	公共下水道	平成 17 年度～21 年度
	浄化槽（個人設置型）	平成 17 年度～21 年度
[整備量]	公共下水道	200～250mm 8,800m
	浄化槽（個人設置型）	158 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 上郷地区で 200 人、金川地区で 90 人、加茂地区で 310 人
計 600 人

浄化槽 公共下水道及び農業集落排水区域以外の区域で 1,016 人

[事業費]	公共下水道	740,000 千円 (うち国費 370,000 千円)
	浄化槽（個人設置型）	75,330 千円 (うち国費 25,110 千円)
	合計	815,330 千円 (うち国費 395,110 千円)

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、より一層の霞ヶ浦浄化整備を進めるため以下の施策を行っている。

(1) 霞ヶ浦水の路クリーンナップ事業

平成 8 年度より霞ヶ浦水の路（みずのみち）クリーンナップ事業として、生活排水路の浄化施設を稼働させている。これは、「四万十川方式」と称し、水田の水浄化機能を手本に木炭・枯れ木・石などの自然にある素材を利用する浄化施設で、動力や特殊な薬品を使わない環境にも優れた施設である。また、濾過した水は親水公園として小さな川や公園を作り植物や小魚を入れて地域の方にくつろげる場所を提供している。当地区では高賀津地区と小津地区の 2 施設があり、合わせて 2 9 0 m³/日の処理が可能となっている。

(2) かすみがうら市水洗便所改造資金融資あっ旋事業

市の公共下水道の処理区域内及び農業集落排水の処理区域内において水洗便所に改造するために必要な資金の融資あっ旋及び利子を市が負担する助成を行っている。

6 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後,4 に示す数値目標に照らし状況を調査,評価し公表する。
また,必要に応じて事業の内容の見直しを図るため,市・関係機関等で構成する「地域再生計画協議会」を設立し,汚水処理施設の整備状況等について,評価・検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特に無し